

福岡医発第999号(地)

平成19年 9月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

平成19年度「40歳からの健康週間」の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省老健局長より協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本件は、保健事業の一層の推進を図り、壮年期からの健康づくり及び健康管理の意識の高揚を図るため、平成19年10月8日から14日までの1週間を平成19年度「40歳からの健康週間」として実施されるものです。

本週間においては、日常生活における健康的な生活習慣の確立の重要性、及び健康診査やがん検診の定期的受診の重要性について周知徹底を図ること等を重点課題として取り上げております。

また、実施にあたっては、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービス実施機関等関係団体と密接な連携を図りながら積極的な運動を展開することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

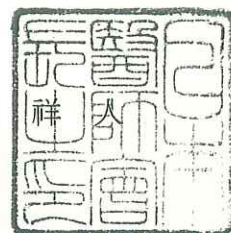


日医発第521号（地Ⅲ138）

平成19年8月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐 澤



平成19年度「40歳からの健康週間」の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省老健局長より、平成19年度「40歳からの健康週間」の実施に関する協力方依頼がありました。本件は、保健事業の一層の推進を図り、壮年期からの健康づくり及び健康管理の意識の高揚を図るため、平成19年10月8日から14日までの1週間を平成19年度「40歳からの健康週間」として、別添の実施要綱（平成8年8月19日厚生省発老第96号厚生事務次官通知）に基づいて実施するものであります。

本週間においては、日常生活における健康的な生活習慣の確立の重要性、及び健康診査やがん検診の定期的受診の重要性について、周知徹底を図ること等を重点課題として取り上げております。また、実施にあたっては、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービス実施機関等関係団体と密接な連携を図りながら積極的な運動を展開することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本週間の実施について、協力方よろしくお願い申し上げます。併せて、貴会管下郡市区医師会への周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



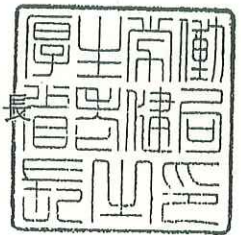


老発第0709006号

平成19年7月9日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省老健局長



平成19年度「40歳からの健康週間」の実施に関する
協力方について（依頼）

老人保健制度の運営につきましては、かねてより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保健事業の一層の推進を図り、壮年期からの健康づくり及び健康管理の意識の高揚を図るため、平成19年度「40歳からの健康週間」（平成19年10月8日から10月14日まで）を「「40歳からの健康週間」の実施について」（平成8年8月19日厚生省発老第96号厚生事務次官通知）により実施することといたしました。

本週間においては、日常生活における健康的な生活習慣の重要性及び健康診査の定期的受診の重要性について周知徹底を図ること等を重点課題として取り上げるとともに、実施に当たっては、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービス実施機関等関係団体と密接な連携を図りながら積極的な運動を展開することとしております。

つきましては、本週間の実施について、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(写)

厚生省発老第 96 号

平成 8 年 8 月 19 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生事務次官

「40歳からの健康週間」の実施について

標記については、「40歳からの健康週間」を開始した昭和59年度から、毎年度本職より通知していたところであるが、今年度以降については、本週間を別添の「40歳からの健康週間」実施要綱に基づき実施することとしたので、格段の御配慮をお願いします。

なお、本週間は、壮年期からの健康づくりと生活習慣病予防のためのキャンペーンを行うことにより、国民一人一人の健康への自覚を高め、保健事業による健康づくりを国民運動にまで発展させることを目的とするものであり、本週間の趣旨に沿った事業の実施に努めるとともに、管下市町村及び関係団体に対する周知徹底並びに適切な指導方よろしくをお願いします。

「40歳からの健康週間」実施要綱

1 趣 旨

我が国においては、人口構造の高齢化の進展に伴い、健やかな老後の確保を図るための健康対策の充実が重要な課題となっている。

このため、国においては老人保健法に基づき、健康教育、健康診査等の保健事業を総合的に推進し、さらに平成12年より保健事業第4次計画に基づき、住民一人一人のニーズに応じたきめ細かな事業の展開を図る等壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防を図ってきたところであるが、その効果的推進のためには、事業に対する国民の自発的、継続的参加が不可欠である。

このような観点から、国民の健康に対する自覚を高めるとともに、保健事業による健康づくりと生活習慣病の予防を国民運動にまで発展させることが従来以上に緊要となっている。

よって、ここに「40歳からの健康週間」（以下「健康週間」という。）を実施し、壮年期からの日常的な健康管理の重要性について広く国民の理解と関心を深めるとともに、老人保健法による保健事業についてその意義及び内容の周知徹底と積極的参加の呼びかけを行い、保健対策の一層の推進を図るものとする。

2 期 間

毎年10月の第二月曜日からの1週間とする。

3 主 催

厚生労働省、都道府県、市町村（特別区を含む。）とする。ただし、地域の実情等に応じ関係機関及び関係団体と共催することも差し支えないものとする。

4 実施方法

(1) 厚生労働省

健康週間の全国的な推進を図るため、関係機関及び関係団体と密接な連携をとり、これら各団体等の協力を得て、主に次の事項を実施する。

ア 健康週間の趣旨を普及するための広報・宣伝の実施

イ 健康週間用ポスターの作成

ウ 壮年期からの健康管理をテーマとした健康フェスティバル等の開催

(2) 都道府県及び市町村

健康週間の実施に当たっては、広く地域住民の関心と参加が得られるよう、主に次に掲げる事項を参考として地域の実情に即した実施計画を策定し、効果的な運動を展開する（例えば、健康まつり（フェスティバル）として、いくつかの事項を組み合わせて総合的に実施する。）。

なお、地域の実情に応じ、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービスの実施機関等関係団体と密接な連携をとり、これら団体等の協力を得て積極的な運動の展開を図る。

ア 健康週間の趣旨を周知徹底するための広報・宣伝の実施

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報・宣伝の実施

(イ) 都道府県及び市町村の広報紙、関係機関及び関係団体の機関紙、有線放送等の活用による広報・宣伝の実施

(ウ) ポスター、チラシ、懸垂幕等による広報・宣伝の実施

イ 壮年期からの健康管理の重要性についての認識を喚起するための諸行事の実施

(ア) 講演会、都道府県民大会、市町村民大会等の開催

(イ) 標語、写真、絵画、作文、ポスター等の公募及び発表

(ウ) 健康づくりや疾病管理に関する体験発表会、生活習慣病予防食調理・試食会、写真やグラフ等による健康展の開催

ウ 実践的な健康づくりへの住民の参加を促すための健康ウォーク、ジョギング大会、ゲートボール大会、運動会等スポーツ又はレクリエーション行事等の実施



老発第070900.5号
平成19年7月9日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕
殿

厚生労働省老健局長



平成19年度「40歳からの健康週間」の実施について

標記については、「「40歳からの健康週間」の実施について」（平成8年8月19日厚生省発老第96号厚生事務次官通知）により行うこととされているが、重点課題を別紙のとおり定めたので、了知の上、本週間の円滑な実施に努めるとともに、貴管内市区町村及び関係団体に対する周知徹底並びに適切な指導をお願いします。

別 紙

次の事項を重点課題として、運動を展開する。

- (1) 健やかな老後を実現するためには、壮年期からの日常生活における健康的な生活習慣の確立が重要であることを普及啓発し、積極的な健康管理と自発的な健康づくりの気運を高揚させる。
- (2) 健康の自己管理に当たっては、健康診査やがん検診の定期的受診等が重要であることを周知徹底し、老人保健法による保健事業等への積極的参加の促進を図る。
- (3) 介護を必要とする状態になることを未然に予防すること、また、介護を必要とする状態になってもその状態を軽減すること若しくは悪化を防止することが重要であることにかんがみ、壮年期に引き続き、高齢期においても自ら積極的に健康の保持増進に努めることが肝要であることを普及啓発する。
- (4) 老人性認知症の原疾患として、我が国では脳卒中が多数を占めることにかんがみ、認知症予防の観点からも脳卒中予防の重要性に対する地域住民の関心を喚起する。